

1 暮らし に関すること

① 移住支援金の支給

東京圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）から厚岸町に移住して、新規に就業または起業した人に対して、移住支援金を支給します。

■支援金額 単身世帯：60万円
2人以上の世帯：100万円
（18歳未満の人がいる場合、1人につき100万円加算）

② 引越費用の支援

町内に移住してきた方に対して、引越費用の一部を補助します。

■引越費用の1/2、上限10万円（最大20万円）
（※高校生以下と同居の場合5万円ずつ加算）

③ 民間賃貸住宅への家賃の支援

町内に移住し、民間賃貸住宅へ入居する方に対して家賃の一部を補助します。

■（家賃－住宅手当）×1/2
上限 月額2万円（最長3年間）

④ 既存住宅の耐震改修及び解体に対する補助

現在居住している既存住宅が耐震性能を満たしていない場合、耐震改修及び解体の工事費の一部を補助します。

■補助金額 耐震改修：上限30万円
解 体：上限20万円

<問い合わせ先>

厚岸町 総合政策課 ☎ 0153-52-3131

⑤ 住宅新築に対する助成

町内業者を利用し、新築する（床面積が50㎡以上の住宅で外構工事、敷地造成工事を除く工事費が1,000万円以上）場合、また、住宅新築のために資金を金融機関から借り入れた場合、助成金を交付。

■助成金額 最大 100万円
（最大70万円＋利子助成額30万円）

⑥ 住宅改修に対する助成

<リフォーム>

町内業者を利用し工事費が10万円以上のリフォームをする場合、助成金を交付します。

■助成金額 対象工事費の10%または15%

<エコリフォーム>

町内業者を利用し工事費が50万円以上のエコリフォームをする場合、助成金を交付します。

■助成金額 対象工事費の10%または15%

⑦ 結婚等新生活支援

新婚世帯等に対して、住宅取得費用、住宅賃借費用、引越費用、リフォーム費用の一部を補助します。

- (1) 夫婦等ともに29歳以下で世帯所得500万円未満
上限60万円
- (2) 夫婦等ともに39歳以下で世帯所得500万円未満
上限30万円
- (3) 上記以外の世帯
上限15万円

2 子育て に関すること

① 出産祝金の支給

第1子目から子の出生につき10万円を支給します。

② 健康診査の助成

妊婦一般健康診査及び産婦健康診査、新生児聴覚検査、乳児一般健康診査の費用を助成します。

（基準額を超える場合、自己負担あり）

③ 子育て世帯訪問支援

妊婦や育児をされている保護者に対して、家事や育児をサポートするホームヘルパーを派遣します。

■利用料 無料／上限20回が目安

④ インフルエンザワクチン予防接種費用の助成

生後6か月～18歳の方が予防接種を受けた場合、1回につき1,100円を差し引いた額を助成します。

⑤ 医療費の無料化

0歳～18歳以下の子どもの医療費を無料化します。
※扶養親族に該当しない方、婚姻している方は対象外とします。

⑥ 保育料の無償化

0歳～5歳（就学前）までの保育料を無償化します。

⑦ 給食費の無償化【保育所・幼稚園】

保育所の給食費を無償化します。

- ・0歳～2歳までの子どもの主食費と副食費
- ・3歳以上の子どもの副食費

幼稚園等は給食費相当額を助成します。

⑧ ブックスタート事業

4ヶ月児の『赤ちゃん相談』に参加する親子を対象に、絵本2冊とトートバッグ、図書館の利用案内、貸出申込書などを配布します。

⑨ ベビーシート・チャイルドシートの貸出

帰省等で臨時的にチャイルドシートを必要とする家庭に対して、無料で貸出。

●貸出期間／2週間以内

⑩ 妊娠～産後の支援

- ・不妊治療費等の助成（道内で受けた不妊治療費について、自己負担分全額、交通費の一部助成）
- ・妊婦健康診査通院費の助成（1件につき2万円）
- ・妊娠あんしんサポート119
- ・妊産婦子育て専門相談
- ・妊産婦ケア体験チケット
- ・産後ケア事業

3 教育 に関すること



あつけし町

① 遠距離児童生徒通学に対する補助

町内在住の小中学生で遠距離通学している児童及び生徒の保護者に対して、補助金を交付します。

- ・小学生～通学距離が自宅から小学校まで4 km以上
- ・中学生～通学距離が自宅から中学校まで6 km以上

■補助金額 小学校低学年：年額1万円以内
小学校高学年：年額1万2千円
中学校：年額1万2千円以内

② 給食費の無償化【小中学校】

町内の小中学校に在籍し、かつ、町内在住の児童生徒を対象に給食費を無償化します。

③ 修学旅行費の助成

町内在住者で修学旅行に参加する児童生徒の保護者に対して、修学旅行費の1/2を助成します。

④ 高校通学バス定期券購入費の助成

町内の高校へ通学するためのバス定期券購入費用の一部を助成します。

■助成金額 定期券の種類及び月数によって異なります。

4 仕事 に関すること

① 新規就農者（酪農）への支援

<奨励金>

5年間、奨励金を支給します。

<利子補給>

農用地取得や設備導入のための借入金に係る利子に対し、5年間、2%を超える分の利子を補給します。（限度額あり）

<就農準備金>

200万円の新規就農準備金を支給します。

② きのか生産の新規着業者への支援

○専業用地と専用住宅を賃貸します。

○きのか菌床センターが製造するきのか菌床を無料供給します。

■供給数 30,000菌床以内

③ 特産品等の開発支援

町の地域資源を活用して新たな特産品の開発及び商品化に取り組む場合、補助金を交付します。

■補助金額 上限100万円

5 高齢者 に関すること

① 生活管理指導員の派遣

介護を必要とする状態には至らないが、日常生活に支障が生じている方（1人暮らしの高齢者等）にホームヘルパーが家事等のサービスを行います。

■利用料 1時間 400円

② 福祉用具の貸与

介護保険における福祉用具貸与の利用ができない場合、一時的に必要となる車いす等の貸出を行います。

③ 介護用品給付券の交付

要介護者を介護している家族に対して、紙おむつ等の介護用品を購入できる給付券を交付します。

■給付金額 介護度によって異なります。

④ 福祉交通回数券の交付

70歳以上の高齢者、基準の障がい者手帳を所持する人に対して、公共交通機関等を利用する際の乗車券（7,000円分）を交付します。

⑤ 車いす等利用者通院等交通費の助成

車いす等で介護タクシーを利用して医療機関または入退院した際に、乗車料金の1/2を助成します。

⑥ 除雪サービスの実施

除雪が困難な概ね65歳以上の高齢者世帯や基準の障がい者手帳を所持する人のいる世帯に対して、玄関から道路までの除雪を実施します

⑦ 高齢者肺炎球菌予防接種費用の助成

定期予防接種の対象とならない70歳以上の人に対して接種費用の一部を助成します。

6 健康増進 に関すること

① 補聴器購入費の助成

軽度・中等度難聴者に対して、補聴器の購入費を助成します。

■対象者／両耳の平均聴力レベルが30デシベル以上で身体障がい者手帳交付の対象とならない人

② じん臓機能障がい者通院の交通費助成

人工透析療法を受けるため、北海道内の医療取扱機関への通院に要する交通費の一部を助成します。

③ 難病患者等旅費の助成

指定難病及び特定疾患の治療を必要とする人へ、交通費・宿泊費の一部を助成します。